

令和4年8月 23 日
参考資料
(県政・都道府県記者クラブ同時送付)

令和4年度渉外知事会定期総会の開催及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、防衛省、外務省等の関係省庁で要請活動を行いました。また、関係省庁への要請後、会長（神奈川県知事）、副会長（青森県副知事（代理）、長崎県副知事（代理）、沖縄県副知事（代理））が在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

1 定期総会

(1) 「基地対策に関する要望書」について

令和4年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 令和4年度「基地対策に関する要望書」の概要（別添1）
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望（別添2）
- ・ 基地対策に関する要望書の昨年度からの主な変更点（別添3）
- ・ 「基地対策に関する要望」（別添4）

(2) 「米軍基地における有機フッ素化合物に関する特別要請」について

「米軍基地における有機フッ素化合物に関する特別要請」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 「米軍基地における有機フッ素化合物に関する特別要請」（別添5）

2 要請活動等

防衛省、外務省等関係省庁に要望書を提出するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要請者

会 長 黒岩 祐治 神奈川県知事 ほか

(2)対応者

ア 防衛省 小野田 紀美 大臣政務官

イ 外務省 山田 賢司 副大臣

ウ 在日米国大使館 レイモンド・F・グリーン 首席公使

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370

課長代理 小泉 電話 045-210-3375

令和4年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成しています。

1 「基地対策に関する要望書」の概要

(1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく3つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7本の柱、19項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3つの大きな柱 >

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

(2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- ・「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- ・「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- ・「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

渉外知事会による日米地位協定改定 7 本の柱の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の米軍（事故原因者）または国（基地提供者）による速やかな環境調査と汚染除去等の実施・地元自治体への迅速な情報提供・地元自治体による円滑な立入調査の実現と返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題であるため、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の

安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

基地対策に関する要望書の昨年度からの主な変更点

変更点 1：新型コロナウイルス感染症対策に係る要望の拡充

<修正概要>

新型コロナウイルス感染症について、内容を大幅に拡充した（序文、重点要望、個別要望）。

◎ 要望書序文

<本冊（施策・制度・予算編 序文）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
<p>～中略～</p> <p>相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。</p> <p>特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。</p> <p>国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、～～～</p>	<p>～中略～</p> <p>相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。</p> <p>特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。</p> <p><u>また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大についても、その拡大防止対策に万全を期すことが必要となってきています。</u></p> <p>国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、～～～</p>

◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定

<本冊（施策・制度・予算編 P. 2）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>当協議会においても、運用改善で対応できるものは積極的に取り組むべきと考えるが、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないものとする。</p> <p>そこで、日米地位協定に次の7本の柱に掲げる19項目を明記することにより、日米地位協定を改定すること。～～</p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>当協議会においても、運用改善で対応できるものは積極的に取り組むべきと考えるが、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決し、<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念を払拭</u>するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないものとする。</p> <p>そこで、日米地位協定に次の7本の柱に掲げる19項目を明記することにより、日米地位協定を改定すること。～～</p>

◎ 個別要望・7 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望・(1) 駐留軍等労働者対策

<本冊（施策・制度・予算編 P. 33）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
<p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努め、基地の再編・返還や<u>新たな特別協定の締結等</u>により駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下等に繋がることのないよう適切な労務管理を図ること。</p> <p>また、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p> <p>併せて、基地内において<u>感染症が発生した際には、駐留軍等労働者に対する感染症防止対策</u>に万全を期すこと。</p> <p>加えて、駐留軍等労働者が勤務中に基地外で武器を携帯することがないよう、また国内法令に照らして疑義が生じることがないよう万全を期すこと。</p>	<p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努め、基地の再編・返還等により駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下等に繋がることのないよう適切な労務管理を図ること。</p> <p>また、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p> <p>併せて、基地内において駐留軍等労働者にも<u>新型コロナウイルス感染症の感染が及んでい</u>ることを踏まえ、雇用主である国の責任により感染症対策に万全を期すとともに、米軍にも<u>申し入れる</u>こと。</p> <p>加えて、駐留軍等労働者が勤務中に基地外で武器を携帯することがないよう、また国内法令に照らして疑義が生じることがないよう万全を期すこと。</p>

◎ 個別要望・10 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望

<本冊（施策・制度・予算編 P.37）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、変異株による感染状況等も踏まえ、迅速かつ万全な措置を講じること。</p> <p>また、<u>感染症の発生状況や措置状況等の周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報について、積極的な公表及び地元自治体への迅速な提供を行うこと。</u></p> <p>在日米軍による、希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種の状況については、<u>駐留軍等労働者が居住する自治体が、住民の接種状況を正確に把握できるよう、情報共有を着実に行うこと。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、変異株による感染状況等も踏まえ、<u>基地周辺住民への感染拡大防止及び基地周辺住民の不安解消の観点から、次の措置を迅速かつ万全に講じること。</u></p> <p>(1) <u>米軍構成員等が在日米軍基地に入国する場合の水際対策の措置などについて、我が国の措置と整合的な措置が米軍において徹底されるよう、米側へ継続的な確認や働きかけを行うこと。また、駐留軍等労働者や契約業者等の感染症対策についても日米両国政府の責任において万全を期すこと。</u></p> <p>(2) <u>状況に応じて、基地内での感染症の発生状況について積極的な公表を行うとともに、感染経路・行動歴等の感染者に関する情報や感染症対策の措置状況等を地元自治体に情報提供するなど、周辺住民が安心して生活するために必要な情報について、積極的な公表及び地元自治体への適切な提供を行うこと。</u></p> <p><u>併せて、状況に応じて、ゲノム解析による変異株の検査を実施するなど、米軍基地内において万全の検査体制を構築するとともに、検査結果の公表及び地元自治体への提供を適切に行うよう、米側へ働きかけを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。</u></p> <p>(4) <u>感染状況に応じ基地内での医療提供体制の確保等を図るよう、米側に働きかけること。</u></p> <p>(5) <u>在日米軍による、希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種については、関係機関で調整を行い、ワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が不利益を被ることのないよう、適切な対応をとること。</u></p>

変更点 2 : 保健衛生に係る国内法令の適用

◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定・④ 国内法適用の拡充

<修正概要>

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されておらず、新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題であるため、保健衛生に係る国内法令を早急に適用することを求めた。

<本冊（施策・制度・予算編 P. 4）><別冊（日米地位協定関係 P. iii）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。	我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。 <u>なお、新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題であるため、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。</u>

変更点 3 : 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望

◎ 個別要望・7 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望・(2) 離職者対策の充実

<修正概要>

駐留軍労働者の安定的な雇用の確保を図る臨時措置法が令和5年5月に有効期限を迎えるため期限延長を求めた。

<本冊（施策・制度・予算編 P.33）>

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
離職者対策については基本的に雇用主として国に責任があることを明確にし、在職中の職業訓練に十分な期間を確保する等各種援護措置の充実はもとより、地方駐留軍関係離職者等対策協議会の設置、運営を都道府県労働局が行うこととするなど離職者対策等の諸制度を見直すこと。	離職者対策については基本的に雇用主として国に責任があることを明確にし、在職中の職業訓練に十分な期間を確保する等各種援護措置の充実はもとより、地方駐留軍関係離職者等対策協議会の設置、運営を都道府県労働局が行うこととするなど離職者対策等の諸制度を見直すとともに、 <u>令和5年5月に期限が到来する駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長を図ること。</u>

変更点 4 : 航空機の低空飛行に係る措置に対する要望の拡充

- ◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望・(3) 3条関係（施設・区域に関する措置）・ウ 3 稿関係〔公共の安全〕・〈低空飛行、模擬対地攻撃訓練に係る措置〉

〈修正概要〉

低空飛行に対する苦情等があるため、具体的な措置を追加した。

〈別冊（日米地位協定関係編 P.28）〉

旧（令和3年度）	新（令和4年度）
(セ) 低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練など騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、その実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。	(セ) 低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練など騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、 <u>高度測定等調査の実施などを通じて</u> その実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

変更点 5 : 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地等調査法）に関する情報提供

- ◎ 個別要望・8 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用に係る要望・(4) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する情報提供

＜修正概要＞

令和3年6月に公布され、令和4年6月にその一部が施行された重要土地等調査法に係る情報提供を求めた。

＜本冊（施策・制度・予算編 P.35）＞

新（令和4年度）

令和3年6月に公布され、令和4年6月にその一部が施行された、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく各種規制措置に関する情報及び同法の運用等に関する情報について、地元自治体に適時適切に情報提供を行うこと。

基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大についても、その拡大防止対策に万全を期すことが必要となってきました。

国におかれましては、基地周辺的生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえ、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年におわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元へ転

嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

米 軍 基 地 に お け る
有 機 フ ツ 素 化 合 物 に 関 す る
特 別 要 請

令和4年8月23日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

外 務 大 臣 林 芳 正 殿
防 衛 大 臣 浜 田 靖 一 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
副会長	青森県知事	三 村 申 吾
副会長	長崎県知事	大 石 賢 吾
副会長	沖縄県知事	玉 城 デニー
	北海道知事	鈴 木 直 道
	茨城県知事	大井川 和 彦
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	静岡県知事	川 勝 平 太
	京都府知事	西 脇 隆 俊
	広島県知事	湯 崎 英 彦
	山口県知事	村 岡 嗣 政
	福岡県知事	服 部 誠太郎

在日米軍基地における有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA。以下「PFOS 等」という。）については、令和 2 年 4 月に沖縄県の普天間飛行場において泡消火剤の大規模な流出事故が発生したことを受け、同年 5 月、渉外知事会として、原因究明や再発防止に加え、基地における管理状況の公表や代替品への早期交換等について要請したところです。その際、国からは、米側の了解を得たうえで必要に応じ説明を行うことや、代替品への交換等について日米間で議論を行っていききたい旨の回答がありました。

要請から 2 年が経過しましたが、在日米軍基地における PFOS 等の管理状況について十分な説明はなく、その後も、沖縄県では、金武湾第 3 タンクファームにおける PFOS 等含有水の流出事故が発生し、また、水道資源として利用している基地周辺の河川等や地下水から、暫定指針値を超える PFOS 等が検出されるといった問題が相次いでいます。

さらに、青森県では、三沢基地の消火システムから PFOS 等含有水が基地内の排水処理施設に流出し、その一部が施設・区域外の池に流れ込むという事案が発生しており、神奈川県でも、横須賀基地の排水処理施設において PFOS 等が検出されています。

一方、国際社会においては、PFOS 等の規制強化の動きが強まっています。特に米国においては、昨年 10 月、米政府全体の今後の取組を大幅に強化する方針が打ち出され、その中で、国防省が米国内の基地についてアセスメントを実施することや、検出・処理等の研究や代替品開発に投資すること等が盛り込まれました。

また、今年 6 月 15 日には、米国環境保護庁は、PFOS 等が人体に悪影響を及ぼす可能性が高いとして、健康勧告値の厳格化の見解を示しています。そのことにより、米軍基地周辺住民の不安はより一層増しています。

国におかれては、こうした動きを注視しつつ、在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の管理及び代替品の交換には、国内外の最新の知見を反映し、積極的に取り組んでいただくことが必要です。つきましては、「令和 4 年度 基地対策に関する要望書」に盛り込んだ要請事項の実現に加え、以下の事項について、今後の日米協議に反映しつつ、適時適切に実施していただくことを要請します。

- 1 在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理について、日米間の協議状況について情報提供すること。
- 2 在日米軍基地における PFOS 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表すること。
- 3 代替品への交換が実現するまでの間、PFOS 等を含む製品の管理にあたっては、駐留軍等労働者の健康に影響がないよう万全の配慮を払うこと。
- 4 日本環境管理基準 (JEGS) は日米の国内法の、より厳格な基準を選択するという基本的な考え方のもとに作成されていることを踏まえ、改訂にあたっては、PFOS 等に関する日本側の規制基準を適切に反映することはもとより、米国の最新の規制動向や知見に十分留意のうえ、日米で緊密に連携し協議すること。